

令和 7 年 9 月行田市議会定例会 条例案新旧対照表

番 号	件 名	ページ
議案第 5 8 号	行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	1～2
議案第 5 9 号	行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3～6
議案第 6 0 号	行田市斎場条例の一部を改正する条例	7～9
議案第 6 1 号	行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	10
議案第 6 2 号	行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	11～13
議案第 6 3 号	行田市下水道条例の一部を改正する条例	14
議案第 6 4 号	行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	15
議案第 6 5 号	行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例	16
議案第 6 6 号	行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	17～18

行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（第17条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第17条の2 任命権者は、行田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 行田市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認する</u>	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略）

改正後	改正前
<u>ための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第17条の4</u> （略）	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第17条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第17条の3</u> （略）

行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） <u>(第1号部分休業の承認)</u> 第22条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に規定する範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項の短時間勤務の職を占める職員<u>（次条第1項において「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。</u>） <u>(部分休業の承認)</u> 第22条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する

改正後	改正前
<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項の生児を育てるための時間（以下この項において「育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項に規定する介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内とする。）行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に規定する範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u> <u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u> <u>第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月</u>	<u>部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項の生児を育てるための時間（以下この項において「育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項に規定する介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内とする。）行うものとする。

改正後	改正前
<u>1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員</u> <u>77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員</u> <u>当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第24条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u>

改正後	改正前
<u>第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の 条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	<u>第24条 第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>

行田市斎場条例の一部を改正する条例新旧対照表
第 1 条の規定による行田市斎場条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
(休日及び利用時間) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 斎場の施設を利用できる時間は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 小動物火葬棟の利用時間は、午前 9 時から午後 4 時 3 0 分までとする。</u> 4 (略) (利用の許可) 第 3 条 (略) <u>2 市長が小動物火葬棟の利用の許可をするときは、5 0 キログラム未満の小動物とする。</u> (使用料) 第 4 条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、<u>別表第 1 又は別表第 2</u>に定める使用料を<u>市長</u>に前納しなければならない。 (使用料の減額又は免除) 第 5 条 市長は、利用者が現に生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の適用を受けているとき若しくは使用料を納付する資力がないと認められるとき又は特別の事情があると認められるときは、使用料を減額し、	日及び利用時間) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 斎場の施設を利用できる時間は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) 4 (略) (利用の許可) 第 3 条 (略) (使用料) 第 4 条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、<u>別表</u>に定める使用料を前納しなければならない。 (使用料の減額又は免除) 第 5 条 市長は、利用者が現に生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の適用を受けているとき若しくは使用料を納付する資力がないと認められるとき又は特別の事情があると認められるときは、使用料を減額し、

改正後	改正前																																			
又は免除することができる。 <u>ただし、小動物火葬棟の利用を除く。</u>	又は免除することができる。																																			
別表第 1（第 4 条関係）	別表（第 4 条関係）																																			
(略)	(略)																																			
別表第 2（第 4 条関係）																																				
小動物火葬棟使用料																																				
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>単位</th><th>市民</th><th>市民以外</th></tr><tr><td rowspan="2">25kg以上50kg未満の小動物</td><td>単独火葬</td><td>1 体</td><td>21, 000円</td><td>63, 000円</td></tr><tr><td>合同火葬</td><td>1 体</td><td>10, 500円</td><td>31, 500円</td></tr><tr><td rowspan="2">5 kg以上25kg未満の小動物</td><td>単独火葬</td><td>1 体</td><td>14, 000円</td><td>42, 000円</td></tr><tr><td>合同火葬</td><td>1 体</td><td>7, 000円</td><td>21, 000円</td></tr><tr><td rowspan="2">5 kg未満の小動物</td><td>単独火葬</td><td>1 体</td><td>7, 000円</td><td>21, 000円</td></tr><tr><td>合同火葬</td><td>1 体</td><td>3, 500円</td><td>10, 500円</td></tr></table>	区分		使用料			単位	市民	市民以外	25kg以上50kg未満の小動物	単独火葬	1 体	21, 000円	63, 000円	合同火葬	1 体	10, 500円	31, 500円	5 kg以上25kg未満の小動物	単独火葬	1 体	14, 000円	42, 000円	合同火葬	1 体	7, 000円	21, 000円	5 kg未満の小動物	単独火葬	1 体	7, 000円	21, 000円	合同火葬	1 体	3, 500円	10, 500円	
区分			使用料																																	
		単位	市民	市民以外																																
25kg以上50kg未満の小動物	単独火葬	1 体	21, 000円	63, 000円																																
	合同火葬	1 体	10, 500円	31, 500円																																
5 kg以上25kg未満の小動物	単独火葬	1 体	14, 000円	42, 000円																																
	合同火葬	1 体	7, 000円	21, 000円																																
5 kg未満の小動物	単独火葬	1 体	7, 000円	21, 000円																																
	合同火葬	1 体	3, 500円	10, 500円																																
備考 この表の市民欄の金額は、小動物の飼い主で小動物火葬棟を利用する者が、申請時に本市の住民基本台帳に記録されている場合に適用する。																																				

第2条の規定による行田市斎場条例の一部改正新旧対照表

改正後						改正前					
別表第1（第4条関係）						別表第1（第4条関係）					
斎場使用料						斎場使用料					
種別		単位	使用料		使用時間	種別		単位	使用料		使用時間
			市民	市民以外					市民	市民以外	
火葬室	12歳以上の遺体	1 体	10,000 円	70,000 円		火葬室	12歳以上の遺体	1 体	7,000円	50,000円	
	12歳未満の遺体	1 体	5,000 円	50,000 円			12歳未満の遺体	1 体	3,500円	35,000円	
	死産児	1 体	3,000 円	15,000 円			死産児	1 体	2,000円	10,000円	
	手術肢体及び胞衣汚物	1 個	1,500 円	3,000 円			手術肢体及び胞衣汚物	1 個	1,000円	2,000円	
	改葬	1 体	2,000 円	20,000 円			改葬	1 体	2,000円	20,000円	
(略)						(略)					
備考 (略)						備考 (略)					

行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(適用範囲) 第6条 この条例は、事業区域の面積が300平方メートル以上<u>500平方メートル</u>未満となる埋立て等（事業区域の面積が300平方メートル未満となる埋立て等であっても、当該事業区域が2以上の区域にまたがり隣接するとき、又は既に埋立て等が行われた区域に隣接するときは、その合計した面積が300平方メートル以上<u>500平方メートル</u>未満となるものを含む。）を行おうとするときについて適用する。 2 （略）	(適用範囲) 第6条 この条例は、事業区域の面積が300平方メートル以上<u>3,000平方メートル</u>未満となる埋立て等（事業区域の面積が300平方メートル未満となる埋立て等であっても、当該事業区域が2以上の区域にまたがり隣接するとき、又は既に埋立て等が行われた区域に隣接するときは、その合計した面積が300平方メートル以上<u>3,000平方メートル</u>未満となるものを含む。）を行おうとするときについて適用する。 2 （略）

行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) (略) (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級又は2級の障害を有するもの (4)・(5) (略) 2・3 (略) <u>4 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に限る。）の規定により公費負担された医療費の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれに含む。）をいう。</u> (対象者) 第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者又は社会保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者及びそれらの被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする	(定義) 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) (略) (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの (4)・(5) (略) 2・3 (略) (対象者) 第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者又は社会保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者及びそれらの被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする

改正後	改正前
る。 (1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。） ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条に規定する指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所し、又は入院している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。） イ～コ （略） (2)～(13) （略） 2 （略） <u>（医療費助成金等）</u> 第5条 市長は、前条の規定により受給資格の登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）に係る医療の一部負担金について、助成金を支給するものとする。<u>ただし、次の各号に掲げるものを除く。</u> (1) <u>第2条第1項第3号に規定する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害を有する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号の精神病床に入院したときの一部負担金</u> (2) <u>第2条第1項第3号に規定する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金</u>	る。 (1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。） ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条に規定する指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所し、又は入院している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。） イ～コ （略） (2)～(13) （略） 2 （略） <u>（助成）</u> 第5条 市長は、前条の規定により受給資格の登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）に係る医療の一部負担金（<u>第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号の精神病床に入院したときの一部負担金を除く。以下同じ。）</u>）について、助成金を支給するものとする。<u>ただし、受給資格者の責めにより過分の自己負担額があるときは、当該額については対象としない。</u>

改正後	改正前
<u>(3) 受給資格者の責めによる過分の自己負担額があるときは、当該額</u> 2・3 (略)	 2・3 (略)

行田市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(排水設備指定工事店の指定) 第6条 排水設備の新設等の工事は、次の各号に掲げる工事を除き、市長が排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）として指定した者でなければ施工することができない。 (1) <u>規則で定める軽微な工事</u> (2) <u>災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合の管理者（以下この号において「管理者」という。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長又は管理者の指定を受けた者が行う工事</u> 2・3 （略）	(排水設備指定工事店の指定) 第6条 排水設備の新設等の工事（<u>規則で定める軽微な工事を除く。</u>）は、市長が排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）として指定した者でなければ施工することができない。 2・3 （略）

行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(給与の減額) 第16条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を<u>養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第16条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を<u>養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(工事の施行) 第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2・3 (略)	(工事の施行) 第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2・3 (略)

行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価<u>8円38銭</u>に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	(選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価<u>7円73銭</u>に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額) 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。	(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額) 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。
(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下この条及び次条において「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポス	(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下この条及び次条において「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポス

改正後	改正前
ターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1．2を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は1とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	ターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1．2を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は1とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。